

## 相続財産・香典からのご寄付

### 「故人」の遺産を寄付する～「相続財産」のご寄付～

相続された財産の一部を、ご寄付いただくことで、故人のご遺志に沿って、遺産を永く社会にお役立ていただくことができます。

パブリックリソース財団にご寄付いただいた相続財産には、相続税が課税されません。

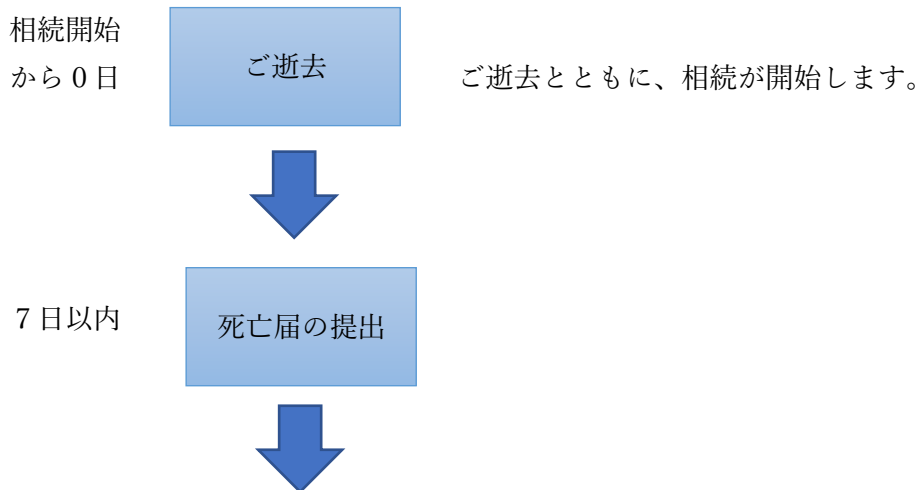
パブリックリソース財団は租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号に記される公益財団法人であり、当財団にご寄付いただいた相続財産には、相続税が課税されません。非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内（被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内）にご寄付いただき、相続税の申告のときに、当協会が発行する「領収書」と「公益法人証明書」を添付する必要があります。税金について、詳しくは最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

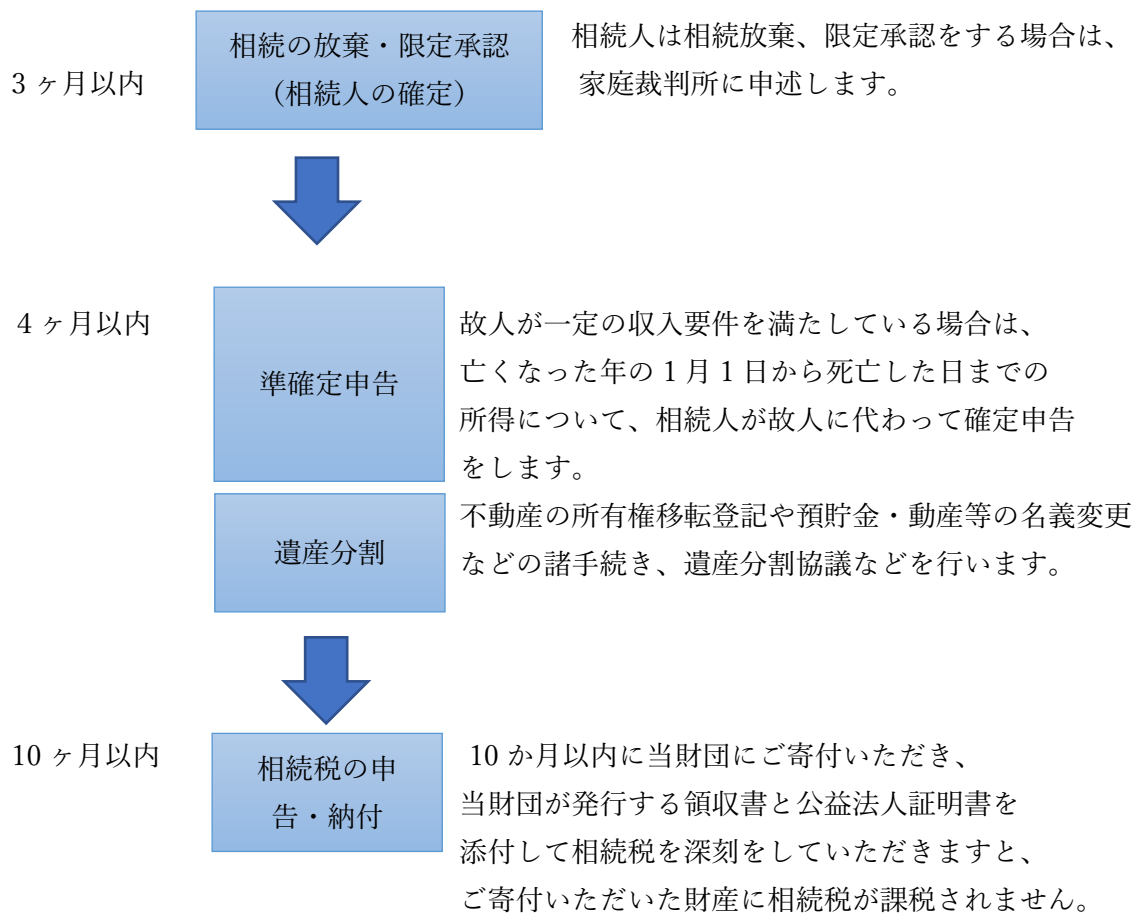
感謝状をお贈りいたします。

遺贈・相続財産のご寄付をいただいた場合、ご希望により、パブリックリソース財団代表連名で「感謝状」をお贈りさせていただきます。

※ご希望により、故人様のお名前でご用意させていただくこともできます。

### 一般的な相続手続きとご寄付の流れ





## お香典返しに代えて寄付する ～「香典からのご寄付」～

ご葬儀などでお香典をいただいた方々への「お香典返し」に代えて、お香典をパブリックリソース財団に寄付いただくことが可能です。

ご要望により、パブリックリソース財団にて会葬者の方々への御礼状をご用意いたします。お香典返しとしてご利用ください。(会葬者の方々への個別の発送はできかねます。代表者の方にまとめた発送になりますのでご了承願います。)

お礼状のイメージ

謹啓

時下益々ご清祥のことと存じ上げます。

今殿、故 ○○ ○○ 様のご葬儀にあたりご霊前  
にお供えいただいた思し召しの中から、故人様のご  
遺志により、パブリックリソース財団にご寄贈いた  
だきました。ここに厚く御礼申し上げます。

敬白

〒104-0043 東京都中央区湊2-16-25-202  
公益財団法人パブリックリソース財団  
専務理事・事務局長 岸本 幸子



公益財団法人 パブリックリソース財団  
Public Resource Foundation

※お名前やお礼状の文中表現の一部は、ご要望に応じて作成させていただきます。